

第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格・役割
- 3 計画の期間

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

●これまでの県の取組み

近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県もその例外であるとはいえません。

富山県では、平成21年6月に制定した「子育て支援・少子化対策条例」や、平成22年に策定した「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン ～子どもの笑顔輝く未来へ～」に基づき、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に推進してきました。しかしながら、全国同様、本県においても、依然として出生数の減少、合計特殊出生率の低迷が続き、少子化の傾向に歯止めがかからない状況にあります。

●国の動き

・子ども・子育て関連3法の成立

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、この法律と関連する法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行されます。

この新制度では、市町村が地域のニーズを把握し、教育・保育の量の確保や質の向上のための「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、都道府県は、その計画を国とともに重層的に後押しするため、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされています。

・次世代育成支援対策推進法^(※1)の延長

平成17年4月から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」が、平成37年3月31日まで10年間延長する法律が、平成26年4月に成立しました。

●新計画の策定

「子育て支援・少子化対策条例」では、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本計画を策定することとしており、策定から5年を経過する「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン」(平成21年度～平成26年度)の後継計画として、これまでの施策の推進状況や国の関係法令の改正等の動きを踏まえ、新しい基本計画を策定するものです。

(※1) 次世代育成支援対策推進法 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とし、平成15年7月に制定された。平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、平成26年4月の改正法により、平成37年3月まで10年間延長された。この法律に基づき、地方公共団体及び従業員101人以上の事業主に対し、行動計画の策定が義務付けられている。

2 計画の性格・役割

この計画は、子育て支援・少子化対策条例に基づく計画であり、また、下記の性格も併せ持つ法定計画です。

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
- ・子ども・若者育成支援推進法^(※2)に基づく計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画^(※3)
- ・母子保健計画策定指針に基づく計画

また、子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、すべての県民が一体となって、その実現に向けたそれぞれの役割を示すものです。



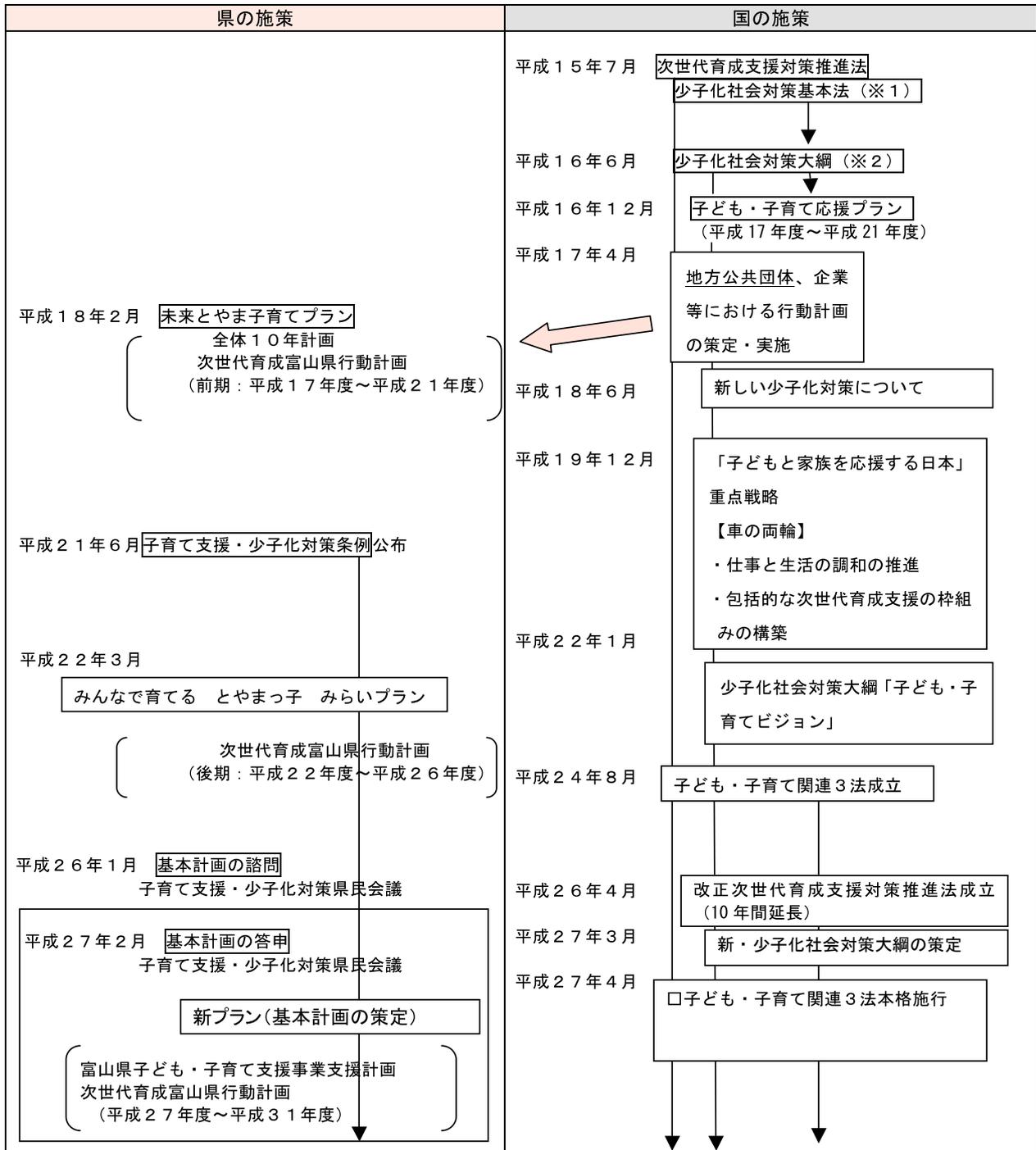
(※2) **子ども・若者育成支援推進法** 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を目的として、平成22年4月に施行された法律。

(※3) **子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画** 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に施行された法律。

3 計画の期間

平成27年度を初年度、平成31年度を目標年度とした5か年の計画です。

<子育て支援・少子化対策の動向>



(※1) **少子化社会対策基本法** 少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。

(※2) **少子化社会対策大綱** 少子化社会対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成16年6月に閣議決定された。少子化の流れを変えるために、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的な行動」を提示している。